

最上小国川ダム工事公金支出差止等請求住民訴訟の要旨

1. 訴訟の趣旨

原告らは、2012年6月29日、山形県が最上小国川ダムの違法な公金の支出等につき、山形県監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づいて監査請求を行ったところ、同監査委員は、2012年8月27日付をもって、原告らに対して監査請求にかかる原告らの請求を棄却するとする通知を行いました。

原告らは山形県に対し、監査結果を不服として、地方自治法242条の2第1項1号、4号前段に基づき、『2012年度最上小国川ダム事業予算 5億7,200万円に関する工事請負費、調査費、用地補償費、事務費について、公金を支出してはならない、支出済みの公金について返還を求める』との住民訴訟です。

2. 提訴日： 2012年9月25日

原 告：高桑順一（尾花沢市 原告団長）、 高嶋 昭（最上町 原告団副団長）

ほか15名

代理人：弁護士 高橋 健、 弁護士 外塙 功、 弁護士 植田 裕、
弁護士 五十嵐 幸弘、 弁護士 長岡 克典、 弁護士 高橋 敬一、
弁護士 脇山 拓

被 告：山形県知事

3. 本年度予算5億7,200万円の内訳と支出済み金額

工事請負費：4億1,600万円（工事用道路920m、仮排水トンネル270m、県道最上小野田線耐水化525m）

調査費：8,700万円（水質調査業務委託費など）

用地補償費：4,700万円（用地買収、立木報償など）

事務費：2,200万円（職員旅費など）

工事請負費のうち、1件60,467,400円の工事請負契約を締結している。仮排水トンネル工事については、請負契約限度額3億5000万円の債務負担行為の設定を平成24年7月県

議会で議決している。

調査費については7件 71,977,500円の業務委託契約を締結し、うち 3,873,492円を支出済みである。事務費については、職員旅費 27件 57,738円を支出済みである。

支出済み金額 合計 3,931,230円

4. 訴状の概要

最上小国川の治水対策として、ダムを建設して洪水調節を行うことは、河川法第1条および同法第16条の2に違反する。違法なダム建設のための公金支出は、地方自治法第2条14項、16項、および地方財政法第4条に違反する。

その理由は、

①河道改修によって、洪水被害を防ぐことが可能であること、

県が河道改修による治水対策の拒否理由としている、「温泉湧出への影響リスク」の判断に誤りがあり、河道改修のための適切な対策は可能である。

②最上小国川の治水対策案の比較検討に誤りがあること、

③本件ダムが主要な目的とした、赤倉地区で頻繁に繰り返される内水被害防止に対しダム建設は無力であること、

④違法な「堰」を山形県が設置して、河床を高くして洪水被害の危険を大きくしていること、

⑤本件ダムによる河川自然環境への影響は、河道改修より大きいこと、

⑥超過洪水時における本件ダムによる、災害拡大の可能性が大きいこと、

⑦本件ダムの常用洪水吐きの閉塞による危険性が大きいこと、

である。

別紙参考資料

- 1, 関係法令
- 2, 現地状況説明写真
- 3, 内水被害の説明

最上小国川ダム問題　監査請求と訴訟の関係法令

『河川法』（目的）

第一条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならぬ。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあっては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。

『地方自治法』

第二条 地方公共団体は、法人とする。

1 4 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

1 5 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

1 6 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

1 7 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

『地方財政法』（予算の執行等）

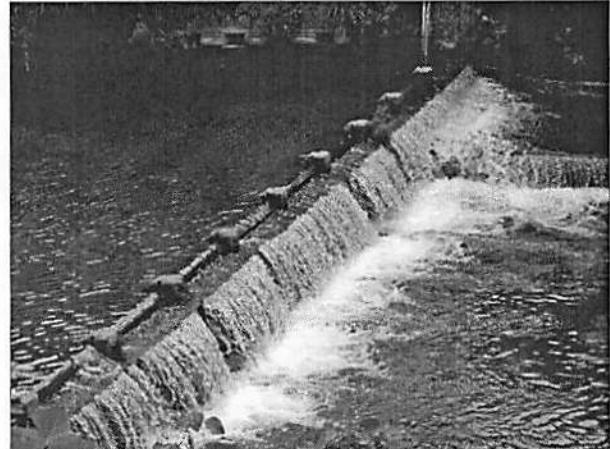
第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

最上小国川 赤倉温泉地内の堰と堆砂状況 写真



←写真1 赤倉橋から上流を望む
「固定堰」や「床止め工」によつて河床が高く保たれていることが分かる。



↑ 写真2 コンクリート固定堰

(左写真) 対岸に見える旅館の岩風呂の温泉湧出量を増やす目的で、「床止め」名目で設置された。 (右写真) 堤板をはめ水位を上昇させている。



← 写真3 虹の橋上流
「固定堰」や「床止め工」によつて河床に砂礫がたまっている。



←写真4 ゆけむり橋付近

小さな洪水でも、あふれそうな状況になっている。



←写真5 みどりや旅館

この状態を見て、観光客や県民が『ダムが出来れば安全になる』などと、信じるだろうか。



←写真6 虹の橋上流の護岸

河床は、自然にもっと低くなるとしている。それを「床止め工」(帶工)でムリに高く保たれていることが分かる。

老朽化した石積みの護岸も、「河床掘削による温泉への影響のおそれ」があるという理由で、放置されている。

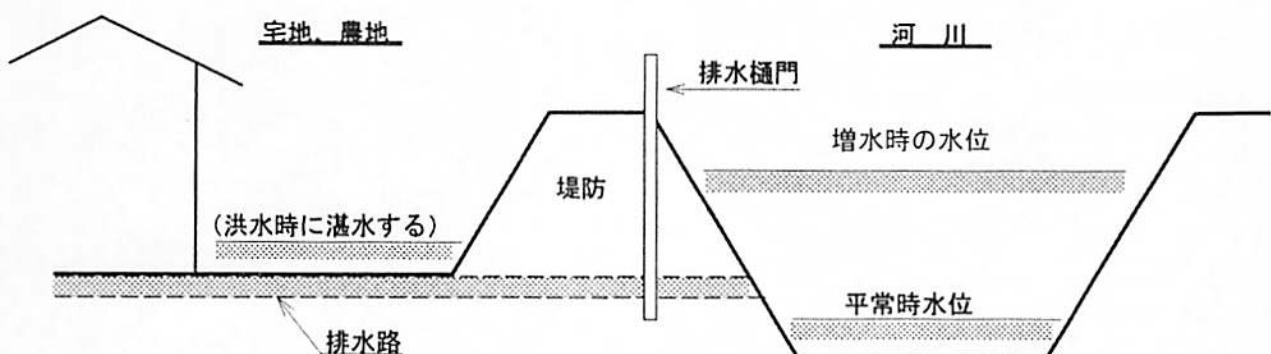
赤倉温泉の「内水被害」

内水被害（内水氾濫）とは

下図のように、川底が周辺の宅地と同じかやや低い場所では、堤防から溢れない程度の増水でも、排水路から逆流して、宅地に浸水します。それを防ぐために排水樋門を閉じると、宅地側からの排水による浸水被害が起こります。これを「内水被害」（または内水氾濫）と呼びます。

この被害は、ダムで防ぐことは出来ません。赤倉温泉の水害の多くは、この「内水被害」です。

対策は、排水ポンプを設置する方法と排水路を下流に伸ばす方法があります。



赤倉温泉地内の内水被害

右下写真の平成 18 年 12 月 27 日の低気圧と融雪による洪水も、実は内水氾濫による被害であることが分かります。また、最上町が作成した平成 14 年 7 月 11 日の水害記録には、『赤倉温泉では内水処理が出来ず床下浸水 1 棟発生』と記載されています。最上総合支庁発行の「小国川だより」第 33 号・平成 23 年 9 月 22 日には、『これまで雨が降るたびに洪水被害が心配で、深夜でも氾濫状況を確認に行き、氾濫した水を消防団がポンプアップ開始するまで、雨の中、現場に止まっていた』という、赤倉温泉地区町内会長・早坂義範氏の談話が載っています。河川の氾濫であれば、消防団のポンプではとうてい間に合わないでしょう。つまり、赤倉温泉の水害は河川の氾濫ではなく、消防団のポンプで排水できる「内水氾濫」であったことを物語っているのです。



県と町の対策

内水被害対策を急げという私たちの申し入れに、県と町は重い腰を上げ、平成 22 年度から『赤倉地区内水対策連絡調整会議』を設けて検討を始めました。

しかし、工事はおろか対策案がいつ出来るのかもまだ決まっていません。町役場に問い合わせても、こうした検討がなされていることも知らない状態です。

内水対策がしっかりとなされれば、赤倉温泉の水害の危険は、少なくとも半分以下になることは間違ひありません。そのうえで河道改修が進めば、一層安全になるといえます。